日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された固会における代 表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のため に、猪国民との協和による成果と、わか国全土にわ たつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為に よつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする ことを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言 し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳 粛な信託によるものであって、その権威は国民に由 来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、そ の福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍 の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くもの である。われらは、これに及する一切の憲法、法令 及び認動を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人向相互の肉係を支配する崇高な理想を深く自受するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と執係、左迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。